

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
港湾施設等の持続的な維持管理に係る技術情報提供業務 令和4年7月20日 ～ 令和5年1月27日 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局次長 杉野浩茂 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和4年7月20日	(一財)沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2 新橋エス・ワイビル5階	201005018571	会計法第29条の3第4項 本業務は、北陸管内の港湾等管理者、北陸地方整備局職員及び港湾施設を所有する民間企業等に対し、港湾施設及び海岸保全施設(港湾海岸)の維持管理業務に必要な技術情報の提供を行うものである。 本業務の実施にあたっては、港湾施設及び海岸保全施設(港湾海岸)の維持管理計画の策定から点検診断(性能判定)、維持補修、維持管理計画の見直しに至る一連のプロセスに精通し、プロセスの各段階において必要とされる技術について最新の専門的な知見を要する。また、維持管理に係る技術資料については、必要な項目を網羅しつつ、要点を整理し理解しやすい資料作成を行うとともに、提供を受ける側の視点にも配慮した情報提供を行うため、高度な技術及び知識を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 一般財団法人沿岸技術研究センターは、技術提案書、及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人沿岸技術研究センターと随意契約するものである。	10,868,000	10,780,000	99.19%	-	
北陸地域の港湾を活用した物流機能強化方策検討業務 令和4年8月10日 ～ 令和5年3月17日 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局次長 杉野浩茂 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和4年8月10日	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項 本業務は、北陸管内港湾における、物流に係る国内外の経済・社会情勢の動向及び背後地域の情勢変化による貨物動向に対応した港湾利用促進方策の検討、太平洋側大規模災害時等に北陸管内港湾を活用したバックアップの検討及び北陸地域国際物流戦略チーム広域バックアップ専門部会並びに幹事会の運営を行うものである。 本業務の実施にあたっては、農林水産品・食品の輸出に関する現状を整理、あわせて、新型コロナウイルス、ウクライナ情勢等の社会環境変化に伴う影響について整理、分析するとともに、今後の貨物動向の考察し、効率的な集荷・輸送方策や必要な整備の検討を行うことや、代替輸送訓練の実施、内航貨物の災害時代替輸送に関する検討を行うためには、物流等に関する高度な知識と豊富な経験を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 一般財団法人みなと総合研究財団は、技術提案書及びヒアリングによる評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。	29,403,000	29,348,000	99.81%	-	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
北陸地域港湾の事業継続計画における実効性向上検討業務 令和4年9月2日 ～ 令和5年2月28日 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局次長 杉野浩茂 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和4年9月2日	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、管内の大規模災害発生時において、北陸地域港湾が連携し継続的な物流機能を確保するために策定した「北陸地域港湾の事業継続計画」について、実効性を高めるための検討を行うものである。また、本業務の検討結果について議論する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関する取りまとめを行うものである。 本業務の実施にあたっては、「北陸地域港湾の事業継続計画」の実効性を高めるために実施する情報伝達訓練について、訓練目的及び訓練内容を検討し訓練実施計画を作成するといった専門的な知識を有すること、また、訓練実施計画に基づき訓練を行い、訓練結果から事業継続計画の実効性向上に向けた課題を整理し対応策を検討し、「北陸地域港湾の事業継続計画」の改訂案作成するなど、高度な技術を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	17,600,000	17,600,000	100.00%	-	
北陸港湾における浚渫土砂の利活用検討業務 令和4年9月28日 ～ 令和5年2月28日 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局次長 杉野浩茂 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和4年9月28日	(一社)水底質浄化技術協会 東京都中央区入船3-10-9	2010005003813	会計法第29条の3第4項 本業務は、北陸管内港湾における海洋環境の保全、再生又は創出に資する浚渫土砂の利活用方法について検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、海洋環境の保全、再生又は創出に関する干潟・浅場造成、藻場創出のための土壌性状等の把握方法及び工法についての豊富な知見と、浚渫土砂の土性を分析し、利活用するための専門的な知識を必要とする。また、港湾の利用状況や将来計画、周辺の海象条件や水質条件及び海洋生態系の現況等を踏まえた利活用箇所の選定を行うこと、浚渫土砂の利活用方法や改質工法について、各港の浚渫土砂の実態や土質性状を把握し、海洋生態系への影響に配慮した改良材を選定することなど、高度な専門知識や幅広い経験を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 一般社団法人水底質浄化技術協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般社団法人水底質浄化技術協会と随意契約するものである。	9,515,000	9,515,000	100.00%	-	